

審 査 基 準

A - a - 17
平成29年4月1日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第5条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話052-951-1611 内線3183)
備 考：